

# 日本農建 本國民築

国立保健医療科学院蔵書



\*10012216\*



QLD
11
4

石原憲治著

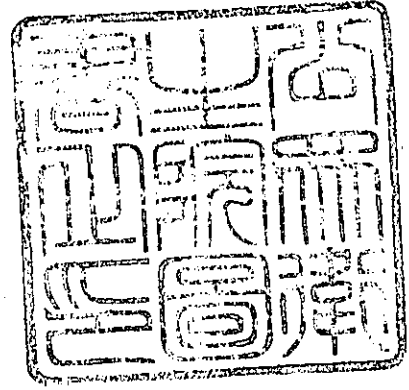
# 日本農民建築

第十一輯

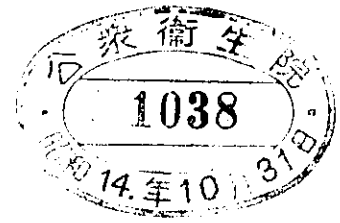


聚樂社刊

QLD  
11  
4



內容目次



圖版目次

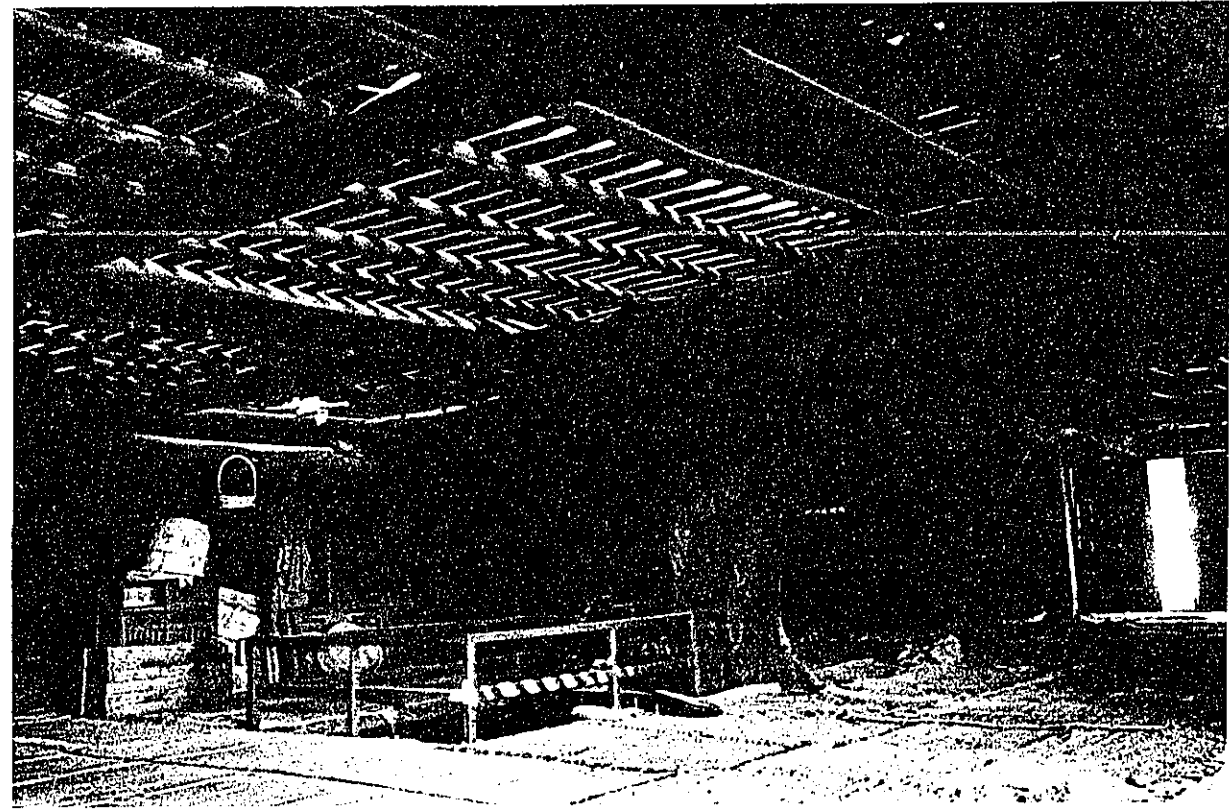
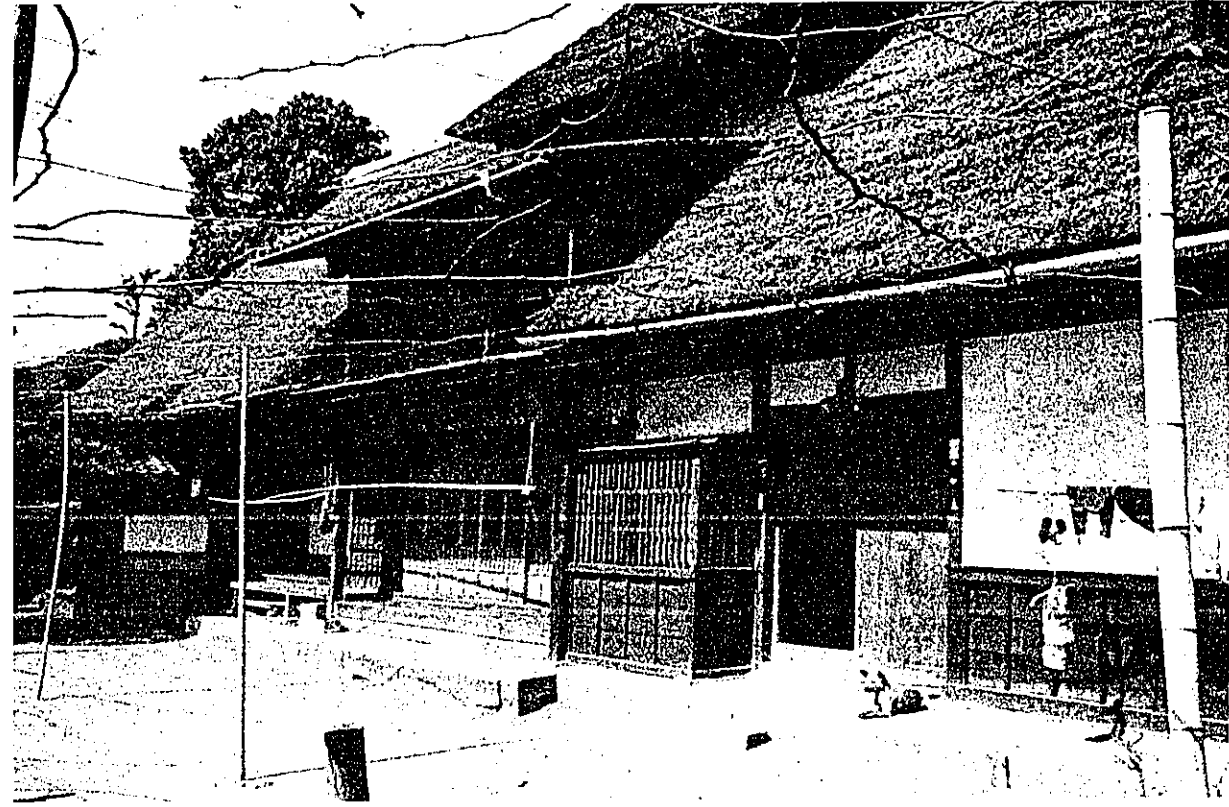
- 第一 母家前景、二階内部 (山梨縣東山梨郡鹽山町高野昌顯氏)
- 第二 母家切破風 (同 上)
- 第三 母家全景 (山梨縣東山梨郡鹽山町中村有國氏)
- 第四 母家全景 (山梨縣東八代郡御代喰村萩原庄太郎氏)
- 第五 蒸籠倉工作中全景、入口 (山梨縣南都留郡大石村渡邊和作氏)
- 第六 部落景觀 (山梨縣西八代郡上九一色村)
- 第七 母家全景 (山梨縣西八代郡上九一色村小林美致氏)
- 第八 母家全景 (山梨縣南五摩郡五箇村佐野重吉氏)
- 第九 母家全景 (山梨縣南五摩郡五箇村佐野定六氏)
- 第一〇 母家全景、蒸籠倉 (神奈川縣津久井郡烏屋村栗原萬次郎氏)
- 第一一 母家全景 (神奈川縣津久井郡烏屋村新井磯吉氏)
- 第一二 台所内部 (同 上)
- 第一三 箱蒸籠全景 (同 上)
- 第一四 母家全景 (神奈川縣中郡西秦村高橋幸藏氏)
- 第一五 台所 (同 上)
- 第一六 母家家根 (神奈川縣愛甲郡林村成瀬喜一氏)

- 第一七 母家全景 (静岡縣駿東郡御殿場町野木太藏氏)
- 第一八 厩舎全景、蒸籠倉全景 (静岡縣駿東郡御殿場町勝又千代政氏)
- 第一九 宅地全景 (静岡縣田方郡上狩野村小森國太郎氏)
- 第二〇 母家全景 (同 上)
- 第二一 母家全景 (静岡縣小笠郡東山日村齋藤吉太郎氏)
- 第二二 台所全景 (同 上)
- 第二三 母家全景 (静岡縣小笠郡南郷村平野長一氏)
- 第二四 母家全景 (静岡縣小笠郡南郷村榛葉勇次郎氏)

解説目次

山梨縣下の概観……………	一
圖版解説……………	二
神奈川縣下の概観……………	二五
圖版解説……………	三一
静岡縣下の概観……………	三九
圖版解説……………	四三

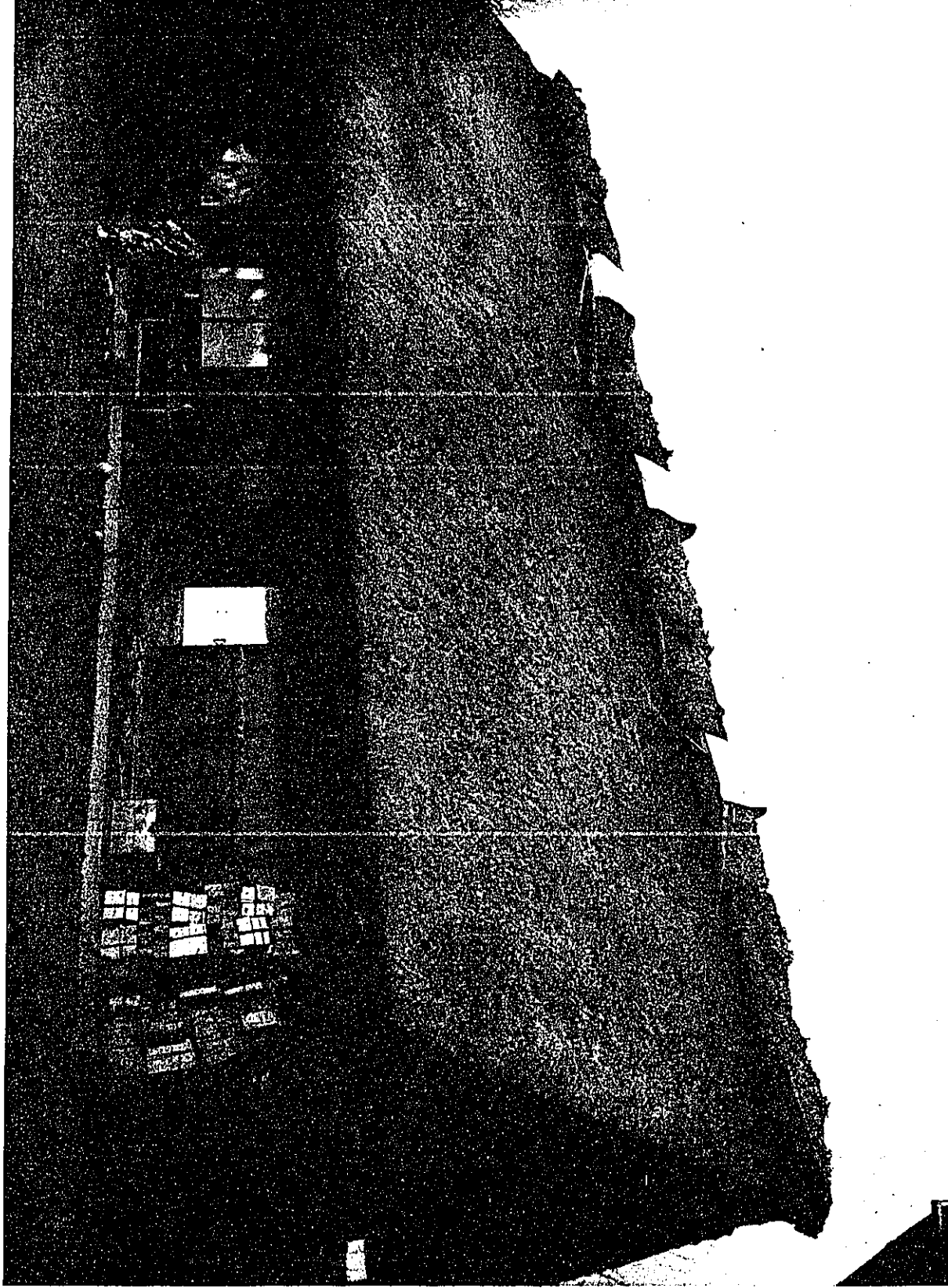
山梨縣



鹽山町 高野昌顯氏 1

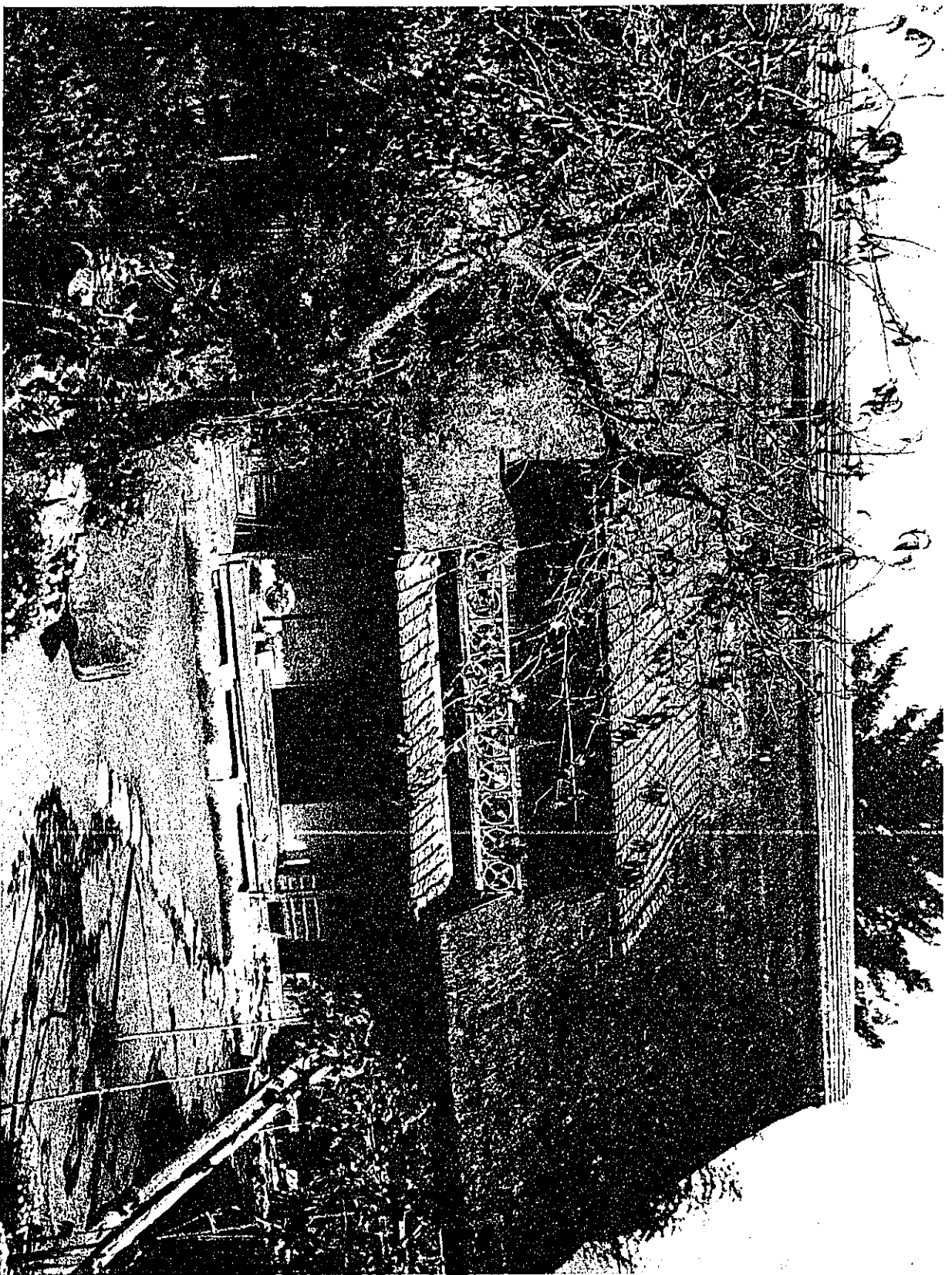


鹽山町 高野昌顯氏 2

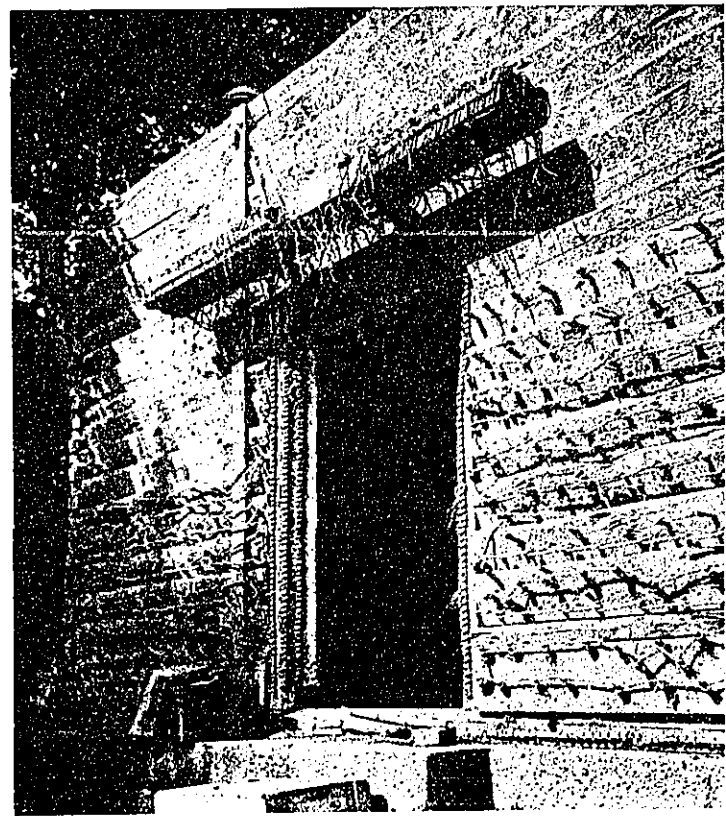
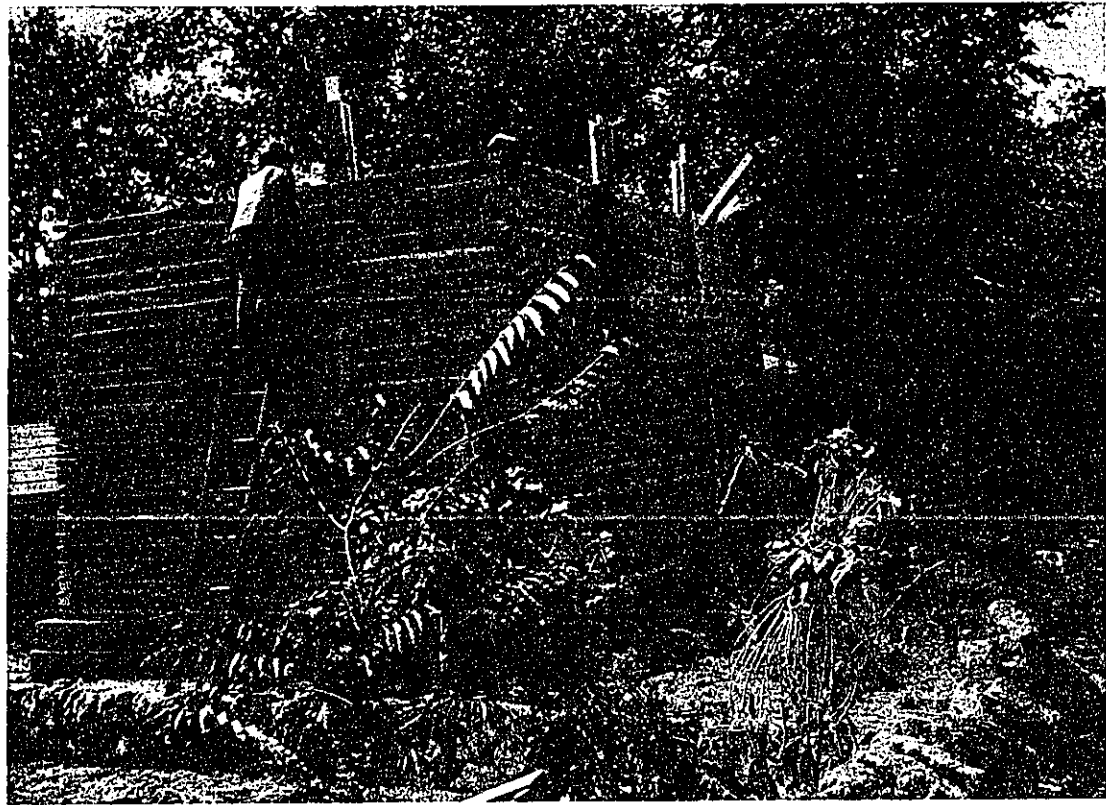


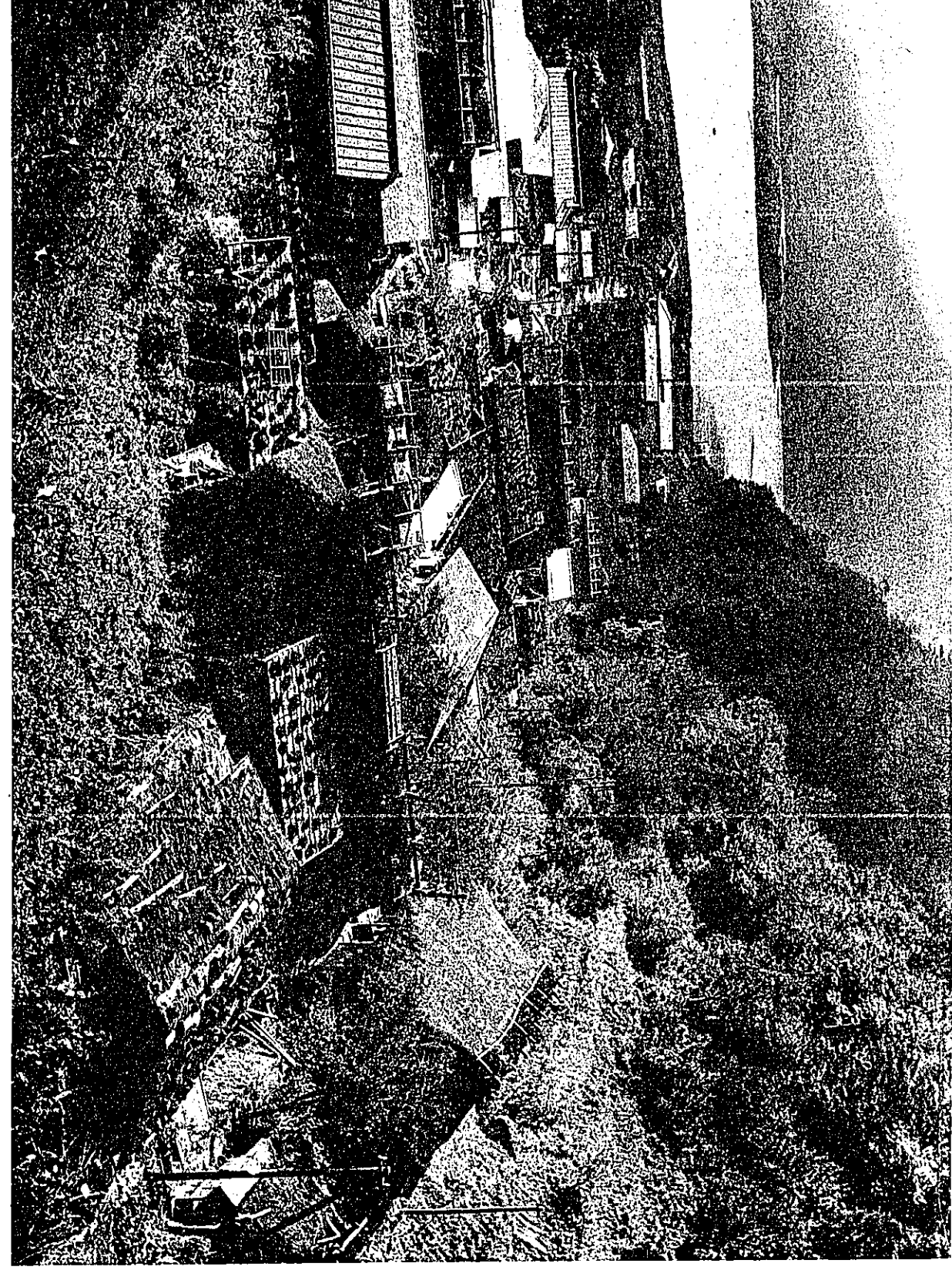
鹽山町 中村有國氏 3



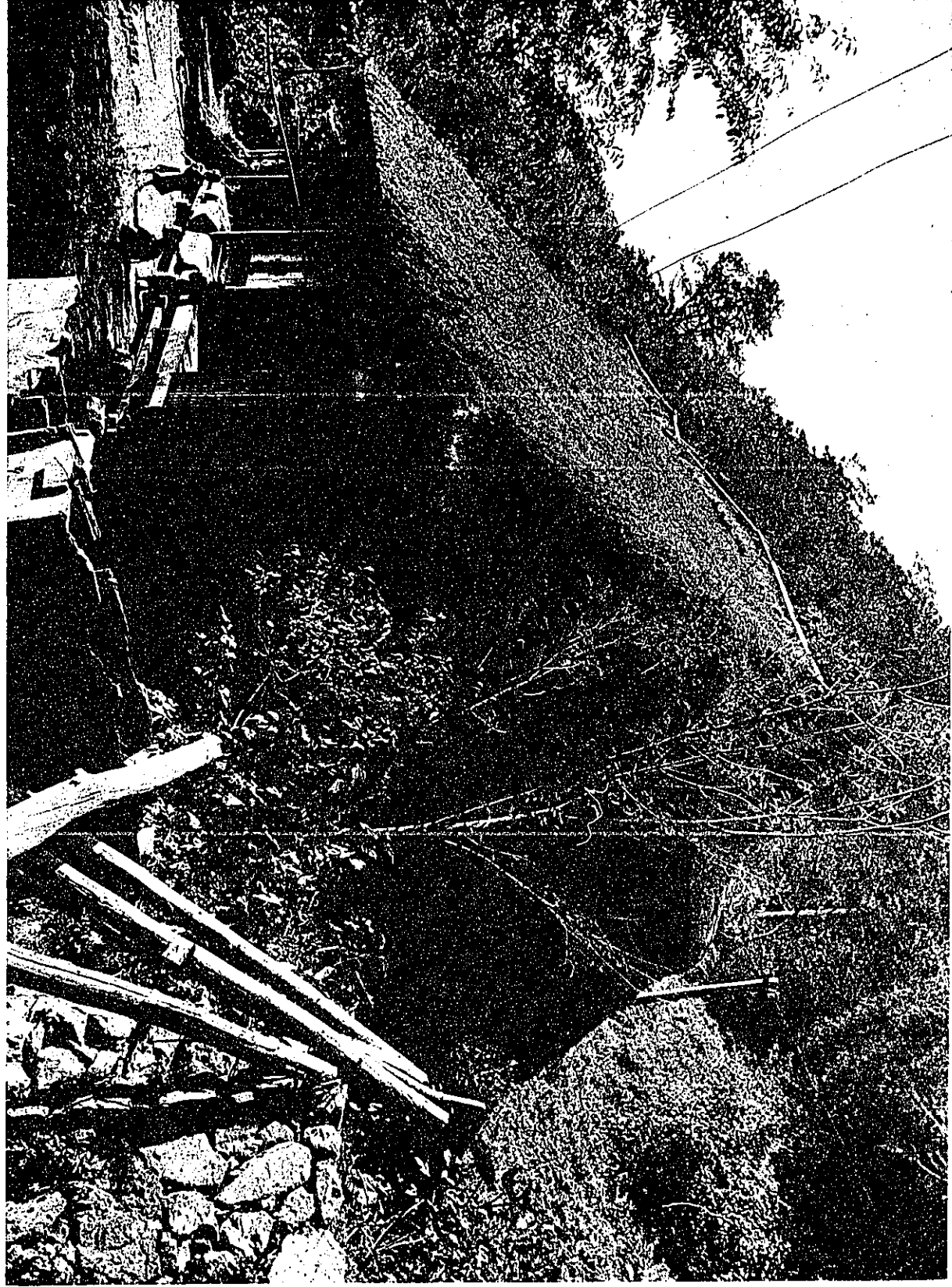


御代吟村 萩原庄太郎氏 4

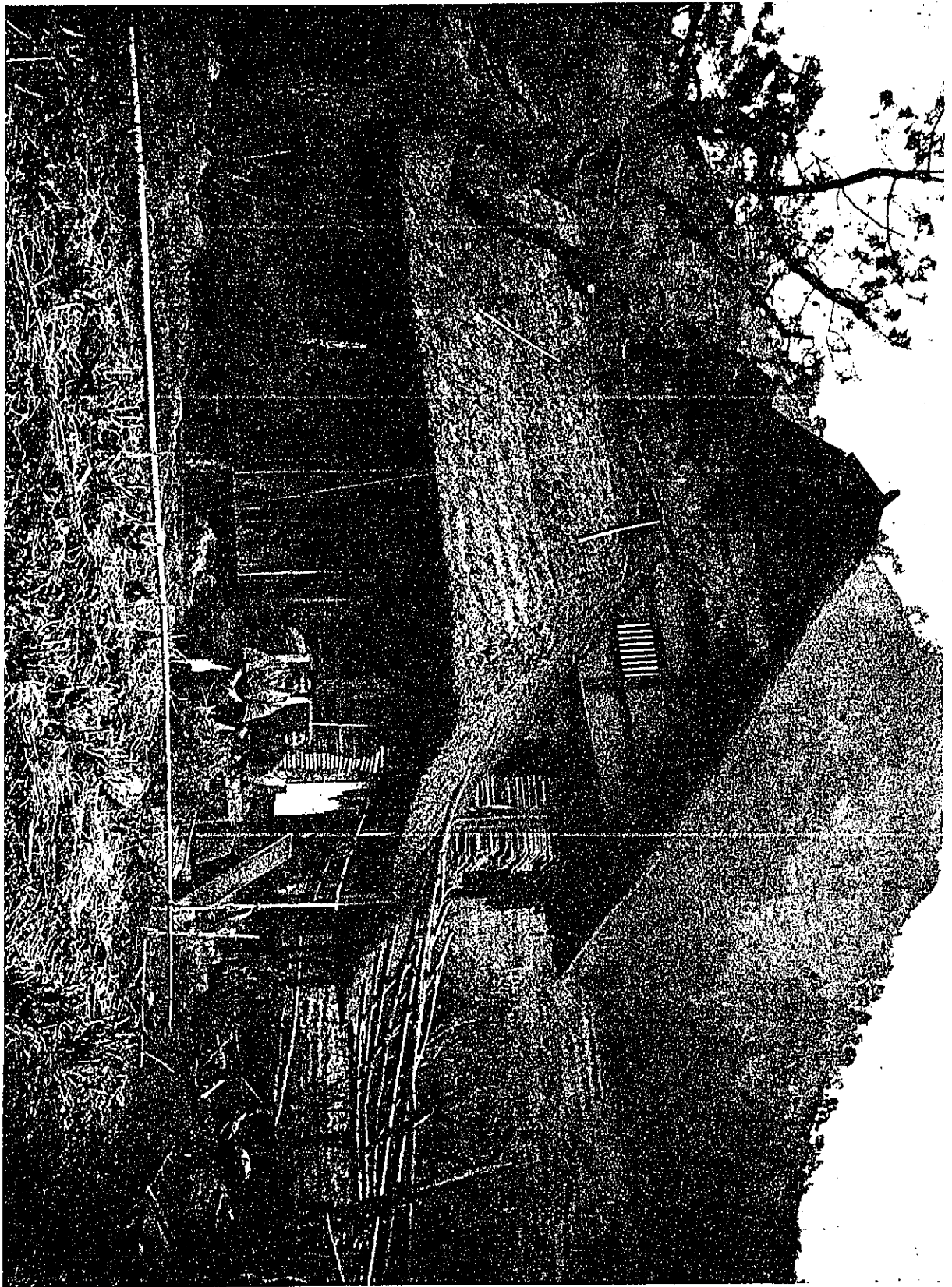




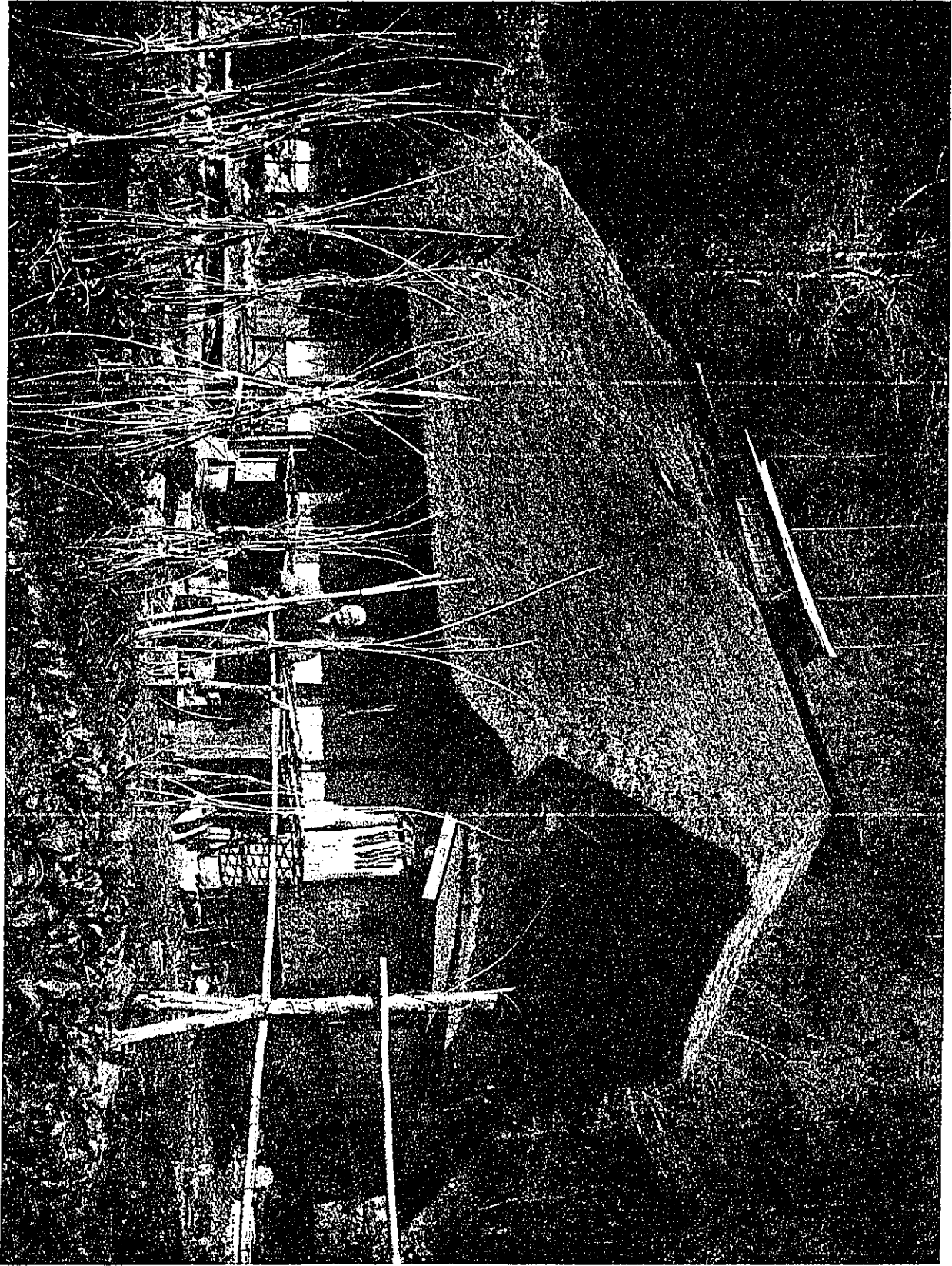
上九一色村都落泉觀 6



上九一色村 小林美致氏 7



五箇村 佐野重吉氏 8



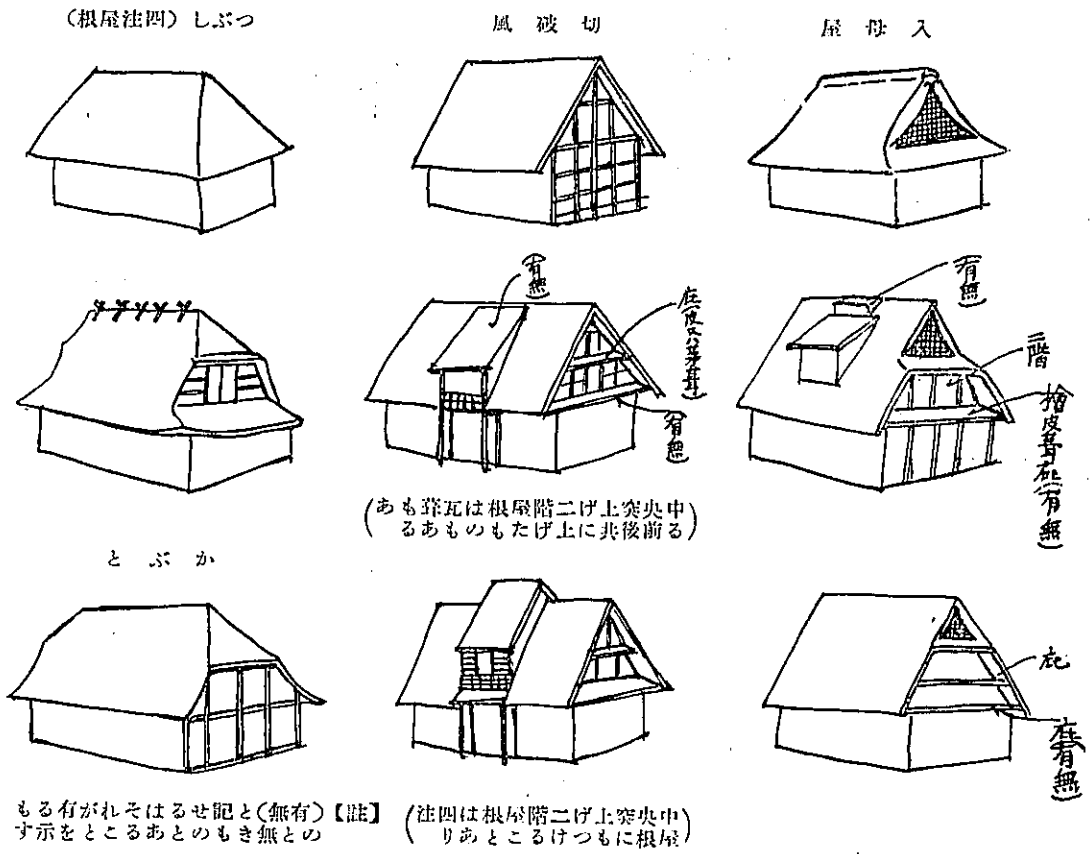
五箇村 佐野定六氏 9

## 縣下の概観

甲斐の國は四周が山で圍まれ盆地をなして、その中央に富士川の上流に沿ふて甲府市がある。周囲の山地の諸郡も東部から東南にかけて桂川流域に屬する南北都留郡の山岳部があり、大月から吉田に至る間に相當の田畑耕作地が見られる。又富士五湖地方は甲斐の盆地と全く地勢を異にした小盆地をなしてをり、北及び西部は富士川にそぐ諸支流が夫々溪谷に沿ふ耕作地を持つて是れに村落が發達して居る。

甲州では中央の盆地を國中地方と呼んで居るが、此の地方は茅葺の切妻屋根が著しく發達して居つて是れを此の地方の人は切破風造りと呼んで甲州の七不思議の一つに數へて居る。それ程此の國でも所謂お國自慢の一つになつて居る位である。然るに所謂葛屋で切妻作りの住家といふものは飛彈の白川地方のものを除いては他に例がない。第十輯の信州で所謂ウダツ造りのケミヤで説明して置いた通り、此の切破風造りはウダツ造りになつて居るものであるが、甲斐盆地の南部の山地及び更にその南の富士五湖地方には信州のケミヤと全く同じ構造の備バ小屋が見られる。是れは古いものは棟の中央にウダツ柱が立つてをるが、土地の人に確めたがやはりウダツといふと曰つてをつた。但し新しいものは梁から上に東が立つてをる。

甲州に隣接する諸國は何れも四注の形式の屋根が多いのであるが、是れに接する四周の山地は中央の國中地方に對して郡内と呼んでをる。此の郡内地方の屋根の形は甲州の四隣の農家の四注屋根の形と國中地方の切破風との中間の形をしてつて、一般に西、南及び西南部地方は所謂甲屋根が多く、東及び東北の方面には是れに更に破風の附いたものが多い。甲屋根は四注の屋根の下半分を切落した形であつて、妻側は上半分が四注、下半分が梯形の切妻の形をしてをるものである。東部地方に見られるものは此の上に更に三角形の破風が附いて居るものが多い。是れは西八代郡



の方にも見られるが煙出し程度の小さなものである。更に東京府に近づくに従つて棟端の三角形の煙出し破風が大きくなり、或ひは是れに木連格子を取りつけて裝飾的に取扱つており、且つ下の梯形の部分が小さくなつて居る。東京府三多摩地方になると全く大きな破風の附いた立派な入母屋の形をなして居るものが見られる。是れは武蔵三多摩郡及び入間郡地方に擴るもので藤原時代以來の我國の上代の文化の傳承であると考へられる。

國中地方でも切破風の外に入母屋との中間の形式が可なり存在して居る。是れらの窓は屋根裏を養蠶に使用する爲めに採光用に明けたものであるが、屋根裏を二階三階に使用する場合は切破風に二段の庇をつけ、稀に大きなものは三段に庇をつけたものが見られる。屋根裏が大きい場合は兩端の採光丈けでは不十分なので中央部分の屋根の勾配を緩くしてその部分の軒庇を高く上げ、一部二階建の如

く作つて居るものがある。或は又此の部分丈け前面の屋根をそのまま高くして二階造りの如くしたものの等々々の工夫と變化が見られる。是れは鹽山附近で最も多く見られるものである。此の地方では此の二階部分の表の土壁に三本の見世貫を表し、白漆喰塗りにした美しいものが見られる。此の中央を二階建にする形式は入母屋(例、北都留郡神金村)にもあれば又四注にも(例、南巨摩郡五箇村)用られて居る。又新らしい建築は全然瓦葺の二階建とし、白漆喰塗り見世貫の外観を示して居る。

甲屋根も周囲の山地には多く見られるものであるが獨特の形式をして居るものは西南部の諸郡である。此地方には小さな煙出し破風の附いて居るものもあるが、又ないものもある。然し駿河に入つて漸次東海道に近づくに従つて四注屋根になつて海岸地方では稀に小さな煙出しの穴があるが殆んど全部四注屋根である。それから伊豆半島にかけて殆んど全部四注であるが、妻側を半分梯形に切落した甲屋根は駿河地方にも少数見られるが伊豆にも可なり多く見られる。屋根裏を斯くの如く色々工夫して利用に供して居るのは、取りもなをさず養蠶の爲めであつて、多くは明治以降になつて改造したものである。中央の一部の屋根を高く揚げたりする事は新らしい建築法である。

鐵道沿線の交通便な場所は漸次瓦葺が多くなつて居るのは自然であつて、鐵道から離れるに従つて葛屋が多くなつて居る。

本縣下の農民建築の母屋の間取を見ると、甲府平野の國中地方即ち切破風造りの多い部分には整型の間取が多いけれどもそれらの大部分は明治以後に建てられたものであつて、明治以前の古いものは廣間を持つた喰違型の間取が多い様である。此の様な家は最も原始的なものは廣い全室の居、コが中央にあつてその上ミ手の前に座敷があり、その後には部屋が取つてある(例、東八代郡石原村田口徳次郎氏宅)。そして土間の露地は表入口の大口から裏の出入口迄通るのが古い形式であるが、近時は殆んど其の半分は板間を張つて炊事場になつて居るものが多い。又居處も古いもの



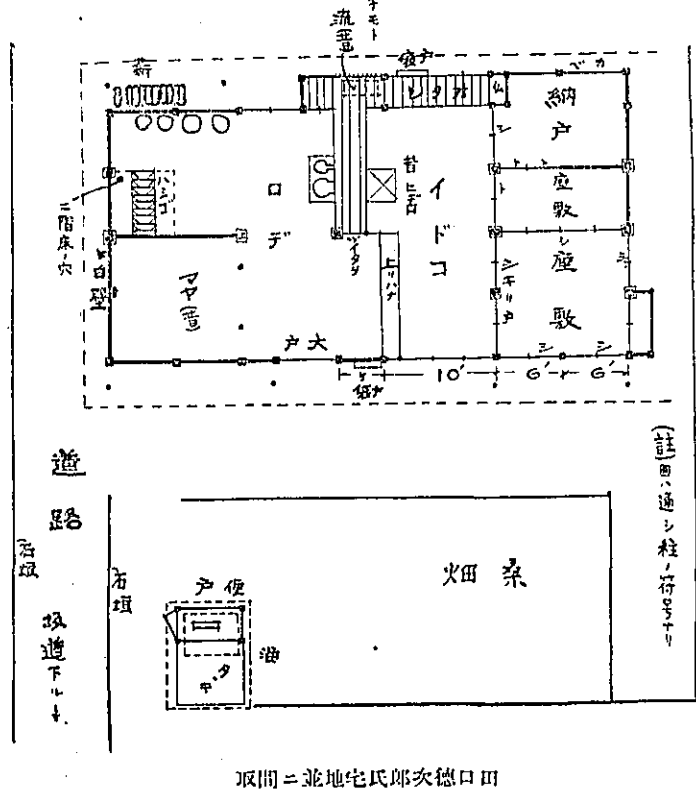
のは表から裏迄全室の廣い間になつてゐるが、これも前後に仕切つて奥の方に部屋などを設けて居る。

以上は比較的小さい間取であるが、更に大きくなると上手に鍵座敷が設けられる。此の様な間取の家では下モ手の四間が喰違の原始的な形をなし、更に上ミ手に鍵座敷が附いて六間になつて居る。

整型間取は始めに述べた様に甲府を中心とした盆地一帯に最も多く分布して居つて、比較的新しい住宅は殆んど是れである。又養蠶の上からも此の方が使ひ勝手がよい。尤も此の地方には古くから整型間取が存して居つた實例がある。それはうたつ柱を設ける場合に柱が梁間の中央にあるのが普通である。その爲め自然間取が整型に仕切られて來るのである。鹽山町宇於中村有國氏の住宅などは此の最も著しい例である。此の家などは六間取で座敷は前方になつて居る。然し更に格のよい間取になると、整型間取で鍵座敷を設けるものが多い(例、東八代郡御代咲村荻原延次郎氏宅)。此の様に鍵座敷をつけるものは必ず廻り縁を是れに取り付けて居る。が、此の廻り縁を設けるものは農家としては格の上等なものに限られて居る様である。鹽山町高野昌顯氏宅は整型(2×3+1)で此の型式の最高のものである(圖版第一)。整型間取では六間取(2×3)が多く、次いで四間取(2×2)が多く、又此の四間取の上ミ手に座敷を増築した爲めに六間取(2+2×2)となつたもの、又六間取を増築して(2+2×3)となつたものがあり、更に奥行三室間口二室の(2×2)及び間口三室奥行三室の九室の間取(3×3)のものも他縣に比しては多く見られる。尤も此の九室の間取に限つて後の一列の室の奥行が淺くなつて居るが、是れは六間取の裏に下屋を増築した爲めであらう。土間は一般に露地と稱して居るが、東京府に近い地方では臺所と稱して居るものがある。例へば東山梨郡丹波山村等の附近であるが、一般に關東地方では臺所と呼ぶ習になつて居る。此の露地は間口凡そ二間乃至三間位のものが多く、前述の如く表の入口から裏迄通りになつて居るものが古い家には多く見られるが、比較的新らしい家には奥の半分を板間にして勝手に使用して居るものが多い。又奥迄通りの露地があるものも前の居所又は寄附と、その後の部屋又は勝手との界から幅一間程の衝立を作つて居るものがある。又露地の下手の外壁に沿ふて奥に一列に附屬室を取つて居るものが多い。是れらは風呂及び下男下女部屋が最も多く、是れに次いで厩、物置き、穀部屋、味噌部屋等がある。母屋の西北に文庫倉と稱する土藏を建てるものも多く、且つ母屋から此の文庫倉に直接に連続せしめる爲めに倉の前に庇又は尾垂を設け、上ミ手の座敷裏の「移り」廊下又は納戸から尾垂に接続して居るものが多い。文庫倉の名稱は長野縣にも用ひられ、衣類、什器を入れるのに用ひられて居るものであるが、此の名稱は特に甲斐の中央部に多く用ひられて居る。

蒸籠倉も長野縣で説明した通り本縣下にも多く分布して居るが、五湖地方の大石村などには特に多い様である。

本縣下の農家の構造は最も特異性を持つて居るものであつて、所謂切破風造りの意味も自ら明になつて來るものである。それは信州の軒に一端を説明しておいた様に、ウ、ダ、ツ、柱が住宅の建築に用ゐられて居ることである。即ち本縣の東山梨郡鹽山町高野昌顯氏、中村有國氏、東八代郡御代咲村荻原庄太郎氏等の圖版解説にその断面圖を挿入して説明したいと思ふが、尙ほ此の附近に斯くの如き構造の多數存在する事を確め得た次第である。此の地方では切破風の棟柱を八方又は八方うだつと呼び、又大黒柱と呼んで居るものもウダツ柱になつて居る。鹽山町の高野昌顯氏の住宅は棟の下に大黒柱小黒柱及び八方ウ



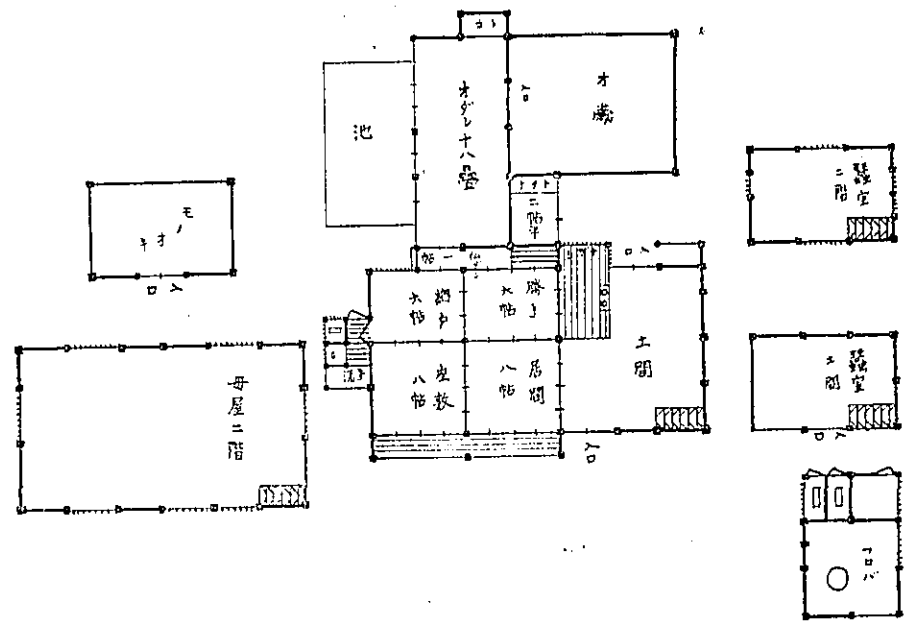
ダツ其他合せて五本のツダツ柱がある。又東八代郡石原村田口徳次郎氏宅は此種の建築で最も古い形式のものであるが、此の家は棟木の下に五本あり、又その左右の屋根を支える柱が是れ又屋根裏迄三ヶ所で二本宛六本延びて居て、合計十一本の通し柱があり極めて特異なる構造を示して居る。此の構造に就ては圖版第四の解説に詳細に述べらるる通りである。

われ／＼は葛屋の切妻造りの構造としては直ちに富山縣下越中東礪波郡及び岐阜縣下飛騨大野郡にまたがる庄川流域の切妻住宅を想起するのであるが、外觀は一見相似して居るかに見らるゝのであるが、一度その構造を窺ふ時に全く異つて居る事を知るのである。本縣のツダツ柱に就ては已に長野縣のケミヤに於て説明して置いた通りであるが、長野縣では板屋、瓦屋等比較的新しい家に見られるが葛屋の母屋には未だ發達して居ない。然るに本縣下には非常に珍らしい發達を示して居る。又信州地方に見られるケミヤ、程度の物置小屋並に飼バ小屋等には多數此種の構造が存在して居り、又農村の人達に尋ねても此の柱の事をツダツ柱と稱して居るのである。

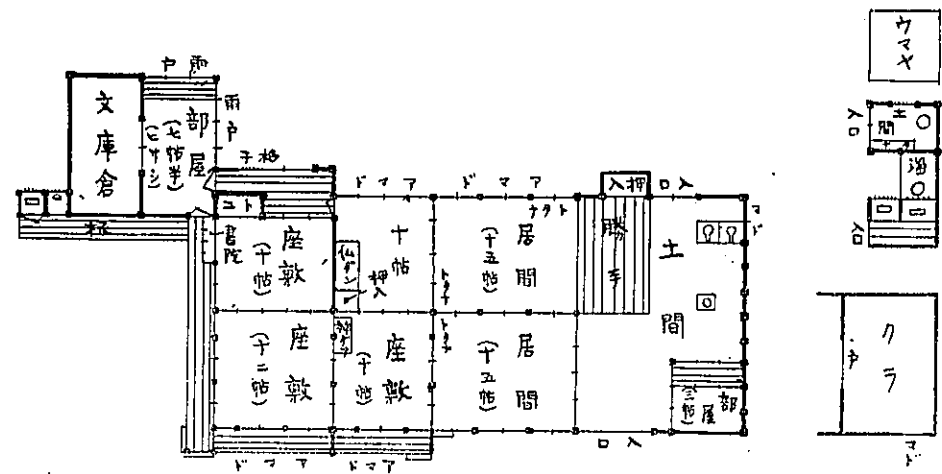
偕て此の構造を庄川流域のそれと比較して見ると、庄川地方では屋根の荷重を梁と合掌との三角形によつて支える爲めにサス(合掌)は非常に大きいものを使用し、又筋違を使用して居る事など特殊の構造が發達して居ることは既に余の發表せる通りである。然るに山梨縣下に於てはツダツ柱に荷重を垂直に支えしめる爲めに、サス(合掌)が非常に細いものを使用され、僅に上下のヤナカ(母屋)の間の荷重を受けるのみに使用されて居るのである。であるから構造的に見て甲斐のものは極めて原始的性質をそのまゝ繼承して發達したもので、民族學的にも重要な資料と謂ふべきものと信ずる。大和國十津川村の農家にも是れに似た構造を發見したので是を説明して置いたが、十津川のもものは大きな束が使用してあるのである。然るに甲斐では地上から棟迄一本の柱を使用したといふ事は、我國古代の住家建築の一つの系統を傳承して居るものと解してよいと思ふ。是れは古代から交通不便な土地であつた事と民族學的、人類學的に此の山岳地方に山岳地住民が住居し、特有の文化が發達した事に就き長野縣に於て鳥居龍藏博士の説を引用

して説明し、更に甲斐の切破風造りにも説き及ぼして置いた通りである。

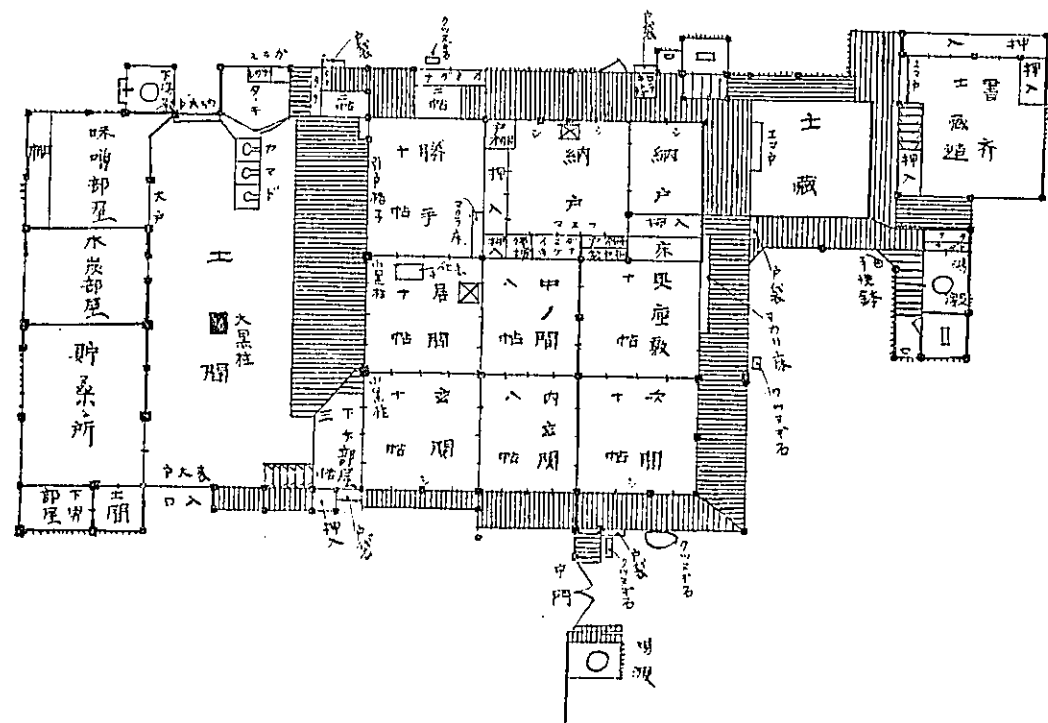
尙ほ郡内地方の特殊の構造法としてツダツ柱を用ゐず、屋根の小屋組を二段、又は三段に構を組み上げて行くものがあるが、是れは圖版第七の解説にゆづる。



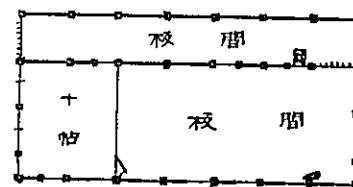
2×2 型 齋 (一)  
(村力万上郡梨山東)



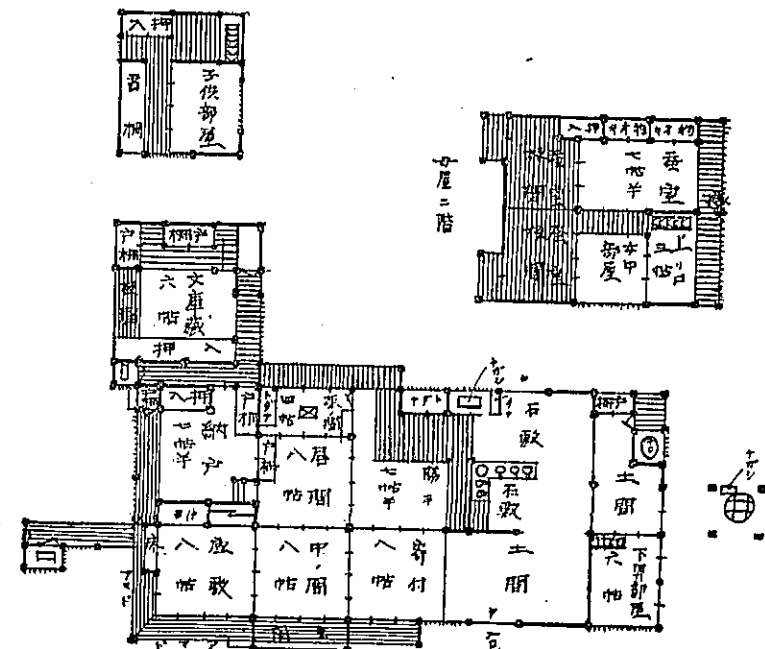
2×3 型 整 (四)  
(村部岡郡梨山東)



3×3 型 整 (五)  
(村川白郡梨山東)



2+2×2 型 整 (二)  
(村條西郡摩五中)



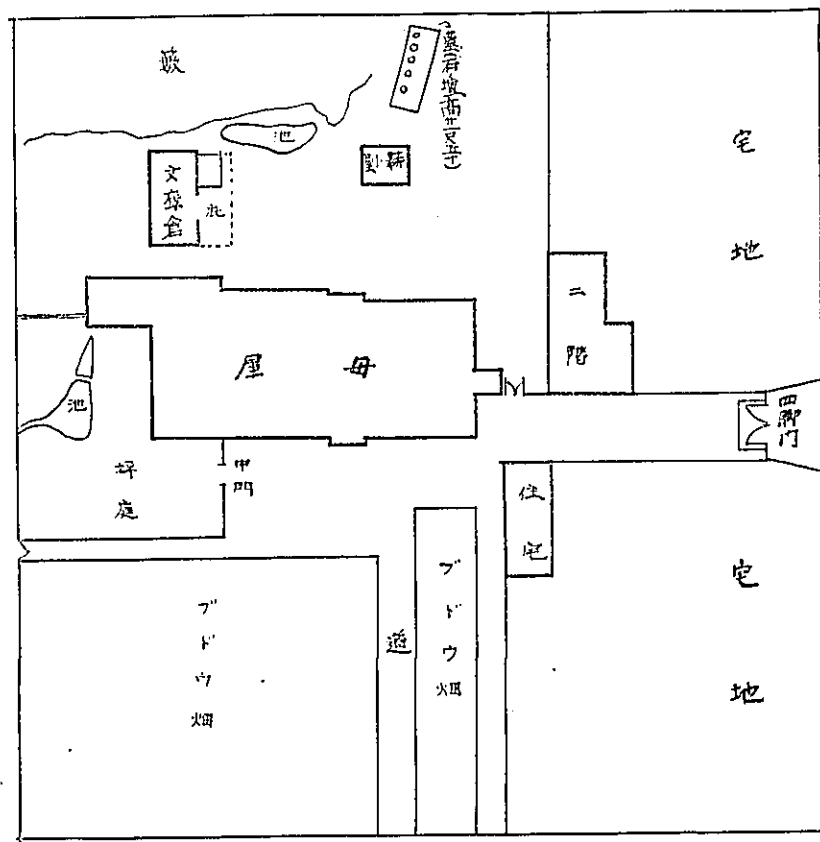
2×3 型 整 (三)  
(村條西郡摩五中)

### 圖版解説

圖版第一、第二 甲斐國東山梨郡鹽山町字於會高野昌顯氏母屋前景である。此の家は徳川時代に幕府から干草を栽培する事を命ぜられ、代々干草屋敷として知られて居る。當主の話によると享保年間以前六七十年前より干草を作っており、享保年間より幕府の保護を受けたさうである。従つて正確な記録は見えないが此の家も一見極めて古いものであることがわかる。

宅地の目測では前面約三十三間、奥行約三十五間、現在その一部は他の町屋に使用されてゐるが、併し全体の宅地の構えは大抵。

母屋は間口十三間半、奥行六間半の大きな構へで本縣下でも屈指の建物である。間取は整理六間取の下手に勝手が附いて奇敷の間になつて居り、上手に上座敷と座敷、中座敷が鍵の手に所謂鍵座敷の形を示し、その周りに廻り縁を周らし、更にその外側に濡れ縁が附いてゐる。上座敷の正面には



高野昌顯氏宅地